

運輸審議会運輸安全確保部会とりまとめ（概要）

運輸安全マネジメント制度の今後のあり方～これまでの10年を踏まえた運輸安全マネジメントのスパイラルアップに向けて～

背景

1. 運輸安全マネジメント制度の概要（平成18年10月施行）

- ◆ 運輸事業者の安全確保について企業組織としての取組を促す制度。経営トップの主体的関与の下、安全統括管理者の選任と安全管理規程の作成を通じ、PDCAサイクルを用いた安全管理体制を構築・運営
- ◆ 国土交通省は事業者に対する助言等を実施（運輸安全マネジメント評価）
- ◆ 保安監査と併せて両輪として機能し、運輸事業者の安全確保に寄与。

2. 10年間の制度運用から明らかになった課題

- 未だ取組の途上にある事業者の存在
- 自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性
- テロ、感染症等の新たなリスクへの取組の促進の必要性

I 自動車輸送分野における措置

1. 貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

➢ 平成28年12月の道路運送法の一部改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を重点的に実施

- ① 貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認
- ② 前回の更新以降に行政処分を受けた貸切バス事業者が事業許可の更新を行う場合、認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けることを更新の要件とする

2. 自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- ① 各種インセンティブの付与（表彰制度の創設、Gマーク制度との連携、損害保険会社との連携強化等）により、努力義務事業者の運輸安全マネジメント制度への自発的参加を促進
 - ② トラック事業、タクシー事業の適用範囲を拡大
：300両以上保有する事業者 → 200両以上保有する事業者
- ※なお、努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、既に運輸安全マネジメント評価を実施

II 全ての分野に共通する措置

3. 運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- ① 職員の高齢化やテロ・感染症等の新たなリスク等事業環境や社会環境の変化について経営トップの認識と対応を促進
- ② 安全統括管理者とのコミュニケーション強化のため安全統括管理者会議の創設、オンラインによる相談・助言を実施
- ③ グループ、系列事業者一体となった自発的な取組等を促進するインセンティブ強化
- ④ 親会社やグループ会社、民間リスクマネジメント会社の活用等中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

4. 効果的な運輸安全マネジメント評価のための国の体制の強化

- ① 評価職員の分析力・提案力向上のため、人材育成方策の強化や民間リスクマネジメント会社等との連携を推進。
- ② 10年間の評価事例を類型化したデータベースを作成

5. 情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

- 今後、ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩を視野に入れ、情報通信技術を活用したより効率的・効果的な安全管理体制の構築方策を検討